

# インドの会計基準について

ASBJ 研究員 せきぐち ともかず  
関口 智和

## 1 はじめに

2010年7月26日から27日にかけて、第1回日印ダイアログ及び日印フォーラムが東京にて開催され、インドより、会計基準に関連する主要関係者が来日した。この機会を利用し、企業会計基準委員会（ASBJ 又は当委員会）とインド会計基準設定主体（ASB）との間で情報交換を行ったほか、ASB Fadnis 委員長ほかから、同国の会計基準について情報収集を行った。以下、聴取した内容について概要を記載させていただく。

## 2 インド会計基準の概要

### (1) インド会計基準の沿革

インドの会計基準は、1977年以降、利害関係者との協議を踏まえ、インド勅許会計士協会（ICAI）によって開発されてきた。インド会計基準の開発に当たっては、国際会計基準（IAS）又は国際財務報告基準（IFRS）がベースとされていたが、以下のような観点から適切ではないと判断された場合、IFRSとは異なる基準を開発することとされていた。

- 法制度

- 経済環境
- 企業の準備状況
- IFRSで選択可能な処理

その後、ICAIに設置されたタスクフォースにより、2007年に「IFRSとのコンバージェンスに関する考え方（Concept Paper）」が公表され、IFRSとインド会計基準をコンバージェンスする戦略が提示された。当該文書で示された考え方は、企業省によっても支持され、IFRSと収斂したインド会計基準と、既存のインド会計基準（主に中小企業向け）を併存させる方針とされた。こうした動向を踏まえ、企業省は、IFRSと収斂したインド会計基準の適用について、金融機関とそれ以外に区分したロードマップを公表した。概要は、次頁の表のとおり。

なお、インドにおける会計基準設定プロセスは、概ね、以下のようになっている模様。

- ICAI内のASBに、必要に応じて、調査グループを設置する。調査グループは、個別基準毎にIFRSとのコンバージェンスで障害になる点がないか否かについて検討を行う。当該検討結果を踏まえ、ASBにおいて審議を行う。当該審議の過程において、公開協議を実施する。
- ASBにおける審議を踏まえた結論がICAIの理事会に付議され、同理事会において、審議の上、承認を行う。

## ■非金融機関に関するロードマップ

| 区分     | 対象範囲  | 適用開始時期                   |
|--------|---|--------------------------|
| フェーズ 1 | 以下のいずれかに該当する会社<br><ul style="list-style-type: none"> <li>● ナショナル証券取引所の指数 (Nifty 50) 対象会社</li> <li>● ボンベイ証券取引所の指数 (BSE 30) 対象会社</li> <li>● 外国証券取引所への上場会社</li> <li>● 純資産が 10 億ルピーの会社</li> </ul> | 2011 年 4 月 1 日以降開始する事業年度 |
| フェーズ 2 | 純資産が 5 億ルピー超 10 億ルピー以下の会社<br>(ただし、フェーズ 1 の対象会社を除く)  | 2013 年 4 月 1 日以降開始する事業年度 |
| フェーズ 3 | 上記以外の上場会社   | 2014 年 4 月 1 日以降開始する事業年度 |

(注) 純資産が 5 億ルピー以下の非上場会社には、IFRS と収斂したインド会計基準は適用されない。

## ■保険会社、銀行、その他金融機関に関するロードマップ

| 区分                   | 対象   | 適用開始時期                   |
|----------------------|--|--------------------------|
| 保険会社                 | すべての会社   | 2012 年 4 月 1 日以降開始する事業年度 |
| 銀行<br>(注 1)          | すべての商業銀行及び<br>純資産が 3 億ルピー超の都市協力銀行  | 2013 年 4 月 1 日以降開始する事業年度 |
|                      | 純資産が 2 億ルピー超 3 億ルピー以下の都市協力銀行   | 2014 年 4 月 1 日以降開始する事業年度 |
| その他金融<br>機関<br>(注 2) | 以下のいずれかに該当する金融機関<br><ul style="list-style-type: none"> <li>● ナショナル証券取引所の指数 (Nifty 50) 対象になっている金融機関</li> <li>● ボンベイ証券取引所の指数 (BSE 30) 対象になっている金融機関</li> <li>● 純資産が 10 億ルピーの金融機関</li> </ul> | 2013 年 4 月 1 日以降開始する事業年度 |
|                      | 上記以外の上場金融機関 及び<br>純資産が 5 億ルピー超 10 億ルピー以下の金融機関  | 2014 年 4 月 1 日以降開始する事業年度 |

(注 1) 純資産が 2 億ルピー以下の都市協力銀行及びすべての地方地域銀行には、収斂したインド会計基準は適用されない。

(注 2) 純資産が 5 億ルピー以下のその他金融機関には、収斂したインド会計基準は適用されない。

- ICAI 理事会において承認された基準を、政府の助言機関である会計基準国家助言委員会 (National Advisory Committee on Accounting Standards: NACAS) に付議する。NACAS は、審議の上、政府 (企業省) による通知を提案する。
- 政府は、NACAS からの助言に基づき、会計基準の改正を通知する。

## 3 インド会計基準と IFRS とのコンバージェンスについて

インドは、会計に関する取扱いの多くが法令で記載されている模様であり、当該事情等を勘案し、インド会計基準について IFRS とのコンバージェンスは進めていく一方、IFRS の採用は行わない旨が明らかにされている。ただし、コンバージェンスを進める上で、可能な限り、IFRS をそのまま採用することが方針とされており、別段の取扱いを設けるのは、国内の諸状

況から特に必要と認められた場合に限るとされている。

また、インドでは、上場会社に対して、年度毎に連結財務諸表と単体財務諸表の作成が求められている一方、四半期では、単体財務諸表の開示のみが義務付けられている様子である。なお、単体財務諸表を基礎に、法人税、配当金、役員報酬等が算定されるが、連結財務諸表と単体財務諸表とで会計処理を違えることはしない模様である。

なお、IFRSとインド会計基準を収斂させていく過程で、インドにおいて主に以下のような課題が検討されているとのことである。

### (1) 法的枠組み又は現行の会計実務から生じる課題

#### ① 不動産開発業者の収益認識

IFRIC第15号「不動産の建設に関する契約」では、建設資材と一緒にサービスを提供する等により不動産の建設契約が物品の販売であると認められる場合、企業が所有権について重要なリスクと経済的便益を移転し、継続的関与も実質的な支配もない等の条件を満たした時点で収益を認識することとされている。

上記取扱いによると、工事契約の完了時点で収益を認識することが多くなると考えられるが、インドの現行実務では、収益は工事進行基準により認識することとされており、IFRIC第15号に沿った変更をすると、税務上の取扱いと不整合を来す可能性があることが指摘されている。

#### ② 割安で購入した場合における収益認識

IFRS第3号「企業結合」では、企業の取得が割安でされた場合、当該利得を純損益に計上することとされている。しかし、インドの現行実務では、当該利得相当額を資本剰余金に認識するとされており、純損益に計上することは未実現利益の計上になるため、適切ではないとの指摘がされている。

### (2) インドの経済環境による課題

#### ① 公正価値評価

IFRSでは、多くの資産・負債について公正価値測定が要求されているが、インドは、新興市場国であることから、取引によっては、市場に十分な厚みがなく、公正価値を信頼性をもって測定できない場合がある。例えば、IAS第41号「農業」では、生物資産について、原則、公正価値から売却費用を控除した額で測定することとされているが、インドには、生育中の作物や植物、動物の取引市場に厚みがないため、公正価値評価が信頼性をもって実施できないという指摘がされている。

#### ② リース費用の処理

IAS第17号「リース」では、オペレーティング・リースによる収益について、原則、リース期間にわたって定額法で認識することとされている。しかし、インドのようにインフレが相当高く、リース料の上昇要因の殆どがインフレによると考えられる場合、当該処理は適切ではないという指摘がされている。

### (3) IFRSの実務への適用が困難なことによる課題

IAS第28号「関連会社に対する投資」では、関連会社の会計方針を統一することが求められているが、関連会社には支配が及んでいないことから、当該会社の会計方針を変更させることは不可能であるという指摘がされている。

また、同基準では、関連会社の決算日と報告企業の決算日の差異を3か月以内まで許容しているが、関連会社の決算日を変更させることが不可能な場合もあることから、インド会計基準では、これを6か月以内とすることが提案されている。

#### (4) IFRS において認められている選択的処理に関する課題

インド会計基準では、比較可能性向上のため、IFRS において認められている選択的処理を一部削除することが提案されているが、インド企業からは、国際的に選択的処理が認められている場合、インド基準においても、これをそのまま認めることが要望されている。

#### (5) 個別財務諸表への適用による課題

IFRS に収斂したインド会計基準は、連結財務諸表、個別財務諸表に等しく適用されることが予定されている。インドでは、個別財務諸表は、分配可能利益算定や法人税額算定目的で使用されるため、ICAI 及び税務当局は、共同で検討委員会が設置し、これらへの影響を検討する予定である。なお、現状、現行のインド会計基準を法人税額算定目的で、引き続き、適用することも検討されている。

#### (6) IFRS が頻繁に変更されることによる課題

IFRS は、頻繁に改訂されることから、こうした改訂にどのように対応すべきかについて検討されている。特に、金融商品会計基準については、IFRS 第 9 号「金融商品」が完成に至っておらず、適用開始ともなっていない他、部分的に IAS 第 39 号「金融商品—認識及び測定」を参照することになっている。インドでは、IAS 第 39 号がこれまで適用されていなかったことから、まずは IAS 第 39 号を適用すべきか、あるいは、IFRS 第 9 号を早期適用すべきかについて検討されている。

#### (7) IFRS においてガイダンスが不足していることによる課題

IFRS に収斂したインド会計基準は複雑であり、インド固有の事情を踏まえて、例えば、以下に関するガイダンスを設けることが提案されている。ただし、IASB は、各国毎にガイダンスを設けることに否定的な態度を取っている。

- IAS 第 12 号「法人所得税」に関して、インドの法人税法の適用に関するもの
- 公正価値評価の方法について、インド市場の特性を踏まえたもの
- IFRS で用いられているが、インドでは馴染みのない用語を説明するもの

#### (8) 法令が整合していないことによる課題

インドでは、会計に関する定めが多く法令に記載されているため、これらを IFRS と収斂したインド会計基準と整合するようにするために、適切な措置が講じられることが前提とされている。例えば、会社法やインド準備銀行が定めている貸倒引当金算定方法等についても改訂される必要がある旨が指摘されている。

## 4 おわりに

日印は、IFRS へのコンバージェンス又は IFRS の適用を控え、様々な課題に直面しつつ、解決策を模索している点で、置かれている環境に類似する点も多い。また、アジア・オセアニア地域が一体となって IASB に意見発信していく上で、日印の連携は有用であると考えられる。当委員会では、こうした認識の下、日印間で積極的に対話を進めていくことを予定している。